

令和8年度家畜商講習会開催要領

1 目的

家畜商とは、営利の目的をもって、家畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）の取引（売買、交換等）を継続的かつ反復的に行う個人又は法人のことである。

家畜商になろうとする者又はその従業者に対し、家畜の取引に関する法律及び技術的知識を深め、家畜の取引における事故の発生を防止するとともに、家畜商の信用を高めるため、本講習会を開催する。

2 受講対象者

家畜の取引に従事しようとする者

3 開催日時及び場所

(1) 日時

令和8年8月26日（水） 午前9時30分～午後5時00分

令和8年8月27日（木） 午前9時00分～午後6時00分

(2) 場所

神戸市中央区下山手通4丁目18-1（県公社館東隣）

兵庫県立ひょうご女性交流館 501室

4 講習科目及び時間

(1) 家畜の取引に関する法令 4時間

(2) 家畜の品種及び特徴 4時間

(3) 家畜の悪癖・機能障害及び疾病 6時間

5 受講申込

(1) 受付期間

令和8年6月1日（月）～7月24日（金）

※郵送での提出の場合、令和8年7月24日（金）必着とする。

また、簡易書留とし、封筒の表に「家畜商講習会受講申込書在中」と朱書きで記載すること。

(2) 受付先

ア 県内在住者

・住所地为管轄する農林（水産）振興事務所へ提出すること。

（参考）兵庫県HP「県民局・県民センター情報」

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/area/index.html>

イ 県外在住者

・兵庫県農林水産部畜産課肉用牛振興班へ提出すること。

（提出先）〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県農林水産部畜産課肉用牛振興班

(3) 提出資料

ア 令和8年度家畜商講習会受講申込書（別紙様式1）

- ・受講申込書提出前6カ月以内に撮影した写真（無帽正面上半身像で縦3.5cm、横2.5cmのもの）を貼付すること。

イ 講習の特例措置の申請書（別紙様式2） ※該当者のみ

- ・家畜商法施行令第1条の4第1項ただし書の規定による講習の特例措置の適用を受けようとする場合、獣医師免許証又は家畜人工授精免許証の写しを添付すること。

(4) 受講者の決定

- ・申込者が多数の場合には、県内の者を優先するとともに、抽選により決定する。
- ・申込結果については、電子メール又は郵送で通知する。

6 受講手数料

- ・3,300円を電子納付又は兵庫県収入証紙により、納付すること。なお、受講決定後、手数料は返還しない。

- ・電子納付サービスを利用する場合は、所定の場所に電子納付番号を記載すること。
（電子納付システムURL）

<https://www.denshinofu.pref.hyogo.lg.jp/eps-nofu/RS10114/00256>

（収入証紙の売りさばき所について）

https://web.pref.hyogo.lg.jp/sk01/tb01_000000001.html

7 当日の持ち物

(1) テキスト購入費

- テキスト（日本家畜商協会編集：「家畜取引の知識 第2次改訂版」）代金として3,600円を現金で持参すること。

(2) 筆記用具・ノート

8 留意事項

- (1) やむを得ない場合は、日程及び会場を変更することがある。
- (2) 受講申込みは、原則として受講者本人が行うものとする。
- (3) 昼食については、各自で用意すること。
- (4) 宿泊が必要な受講者は、各自で手配すること。
- (5) 自家用車で来場する場合は、有料駐車場を利用すること。

9 問い合わせ先

兵庫県農林水産部 畜産課 肉用牛振興班

担当：下田

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL：078-362-3454 FAX：078-362-3632

(別紙様式1)

兵庫県収入証紙(3,300円)を貼り付ける欄
※消印はしないこと

兵庫県電子納付システムによる納付の場合は電子納付番号を枠内に記載
()

令和8年度家畜商講習会受講申込書

令和 年 月 日

兵庫県知事 齋藤元彦様

写真貼付
(受講申込6カ月以内に撮影した無帽正面上半身像)

住所 〒

(ふりがな)
氏名

生年月日

電話番号

携帯番号

電子メールアドレス

家畜商法第4条の2第1項の規定により開催される家畜商講習会を受講したいので申し込みます。

(別紙様式2)

講習の特例措置の申請書

令和 年 月 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦 様

住 所 〒 ー

(ふりがな)

氏 名

家畜商法施行令第1条の4第1項ただし書の規定による講習の特例措置を受けたいので、家畜商法施行規則第4条第1号(2号)に掲げる資格免許の写しを添えて、下記により申請します。

記

家畜商法施行規則第4条第1号(2号)に該当するため